

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

釜石市長 小野 共

市町村名 (市町村コード)	釜石市 -(211)
地域名 (地域内農業集落名)	甲子地区 (唄貝集落、大松集落、一ノ渡集落、洞泉集落、関沢集落、大畑集落、大洞集落、松倉集落、上小川集落、下小川集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月13日、10月11日、11月29日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

宅地と農地の混在地域であり農地面積は小さいが、施設園芸や果樹を中心とした専業農家の割合も高いことから、農業経営の維持発展の取組や優良農地の保全が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

「施設園芸(きゅうり・トマト・ピーマン等)」やGI(地理的表示保護)制度に登録されている「甲子柿」の生産拡大による収益性の高い農業の推進

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区全域が都市計画区域であることから、現状で耕作している農地及び一定の団地を形成する農地が存在する区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状の耕作者を担い手とし、現状の耕作状況の維持を基本としつつ、農業委員や農地利用最適化推進委員と調整しながら、必要に応じて集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区全域が都市計画区域であることから、原則として農地中間管理機構ではなく農地法での貸借を行い、担い手の経営意向を鑑みながら、遊休農地の利活用を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
将来の担い手の生産性向上のため、必要に応じて整備事業の導入も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内に整備されている市民農園の利用者などで、より大きな農地の利用を希望する方と遊休農地所有者とのマッチングを行い、遊休農地の解消と新規就農者の確保・育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農福連携事業による福祉作業所への農作業の委託や、シニア世代の生きがいくくりとして農作業への参加を促し、労働力不足を補うこととする。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑤果樹等

GI(地理的表示保護)制度に登録されている「甲子柿」の生産拡大・品質向上と合わせて、後継者がいない園地は農地の貸し借りによる継承を推進する。

⑨その他

地区内に設置される市民農園の利用者のうち、農地利用希望者と遊休農地所有者とのマッチングを推進することで、遊休農地の解消を図る。